

羽曳野市建設工事請負業者指名基準の運用基準

(趣 旨)

第1条 この運用基準は、羽曳野市競争入札参加者審査選定規程（平成15年羽曳野市訓令第15号。以下「選定規程」という。）第10条に規定する指名基準及び羽曳野市財務規則（平成5年羽曳野市規則第24号）第127条第1項の規定による入札者の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(運用基準)

第2条 入札に参加する指名業者の指定の数は、次の各号に掲げる設計金額の区分に従い、当該各号に定める数以上の数とする。ただし、羽曳野市指名業者選定要領第2条第5号に該当する工事又は工事の性格若しくは目的により選定すべき指名業者の数がこれに満たない場合は、この限りでない。

- (1) 10,000千円未満 6社
- (2) 10,000千円以上 7社
- (3) 50,000千円以上 8社

第3条 選定規程第10条各号の運用については、それぞれ別表に基づき行うものとする。

附 則

この基準は、平成6年4月1日から実施する。

附 則 （平成8年4月1日改正）

この基準は、平成8年4月1日から実施する。

附 則 （平成9年5月21日改正）

この基準は、平成9年5月21日から実施する。

附 則 （平成13年3月7日改正）

この基準は、平成13年4月1日から実施する。

附 則 （平成14年3月27日改正）

この基準は、平成14年4月1日から実施する。

附 則 （平成17年3月28日改正）

この基準は、平成18年4月1日から実施する。

附 則 （平成24年8月1日改正）

この基準は、平成24年8月1日から実施する。

(別 表)

基準項目	指名基準の具体的な運用基準
談合行為の防止	次のいずれかに該当する業者が複数ある場合は1社しか指名できない。 (1) 2親等以内の親族関係にある業者。 (2) 株主が同じである業者。 (3) 会社役員が同じである業者。 (4) 同じ家屋に事務所を構えている業者。 (5) 電話又はFAXを共用している業者。
不誠実な行為の有無その他の信用状況	次のいずれかの事項に該当する場合は、指名しないこと。 (1) 工事発注者の指示に反し工事の履行が不誠実な場合又は、関係機関から情報等により下請け代金の支払い遅延等が明確であること。 (2) 羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中であること。 (3) 羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置期間中であること。 (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であること。
工事成績	工事成績について、次の事項により判断すること。 (1) 工事成績報告対象工事で工事成績報告書の総合評点が60点未満である場合は、嚴重注意し、指名を留保する。(6カ月)また、留保満了の日から2年の間に再度工事成績報告書の総合評点が60点未満である場合は、指名しない。 (2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (3) 工事成績報告書の総合評点が85点以上の場合、十分尊重するものとして以下のとおりとする。 ① 優良業者(85点以上)については、指名時に地理的条件にこだわらないで選定をする。(全地域対象) ② 優良業者(85点以上)については、限度額に達しない限り指名するものとする。
当該工事施工についての技術的適正	(1) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 (2) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。 (3) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。

手持工事の 状況	選定要領に基づく重複工事の限度額は各工事毎の級別格付表の各ランク額とする。ただし工事の手持ち状況から見て当該工事を施工する能力があるかを総合的に勘案すること。
関連工事の 状況	当該工事が現施工中工事または、他官公庁工事（施工中のものに限る。）と関連する場合は勘案すること。
当該工事について の地理的条件	事業所の所在及び当該地域での工事实績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。